

「商標登録出願に関する早期審査弁法」に係る手続ガイドライン

1. 適用状況

「商標登録出願に関する早期審査弁法」第2条では、次の各号のいずれかに該当する商標登録出願は、早期審査を請求することができると規定されている。

(一) 民間宇宙開発、低空域経済、深海技術等の国家の発展に係る戦略的新興産業及びバイオ製造、量子技術、エンボディド AI、6G 等の未来産業で、かつ商標専用権を取得する必要に迫られている場合

(二) 国家又は省レベルの重大なプロジェクト、大型プロジェクト、重要な科学技術インフラ施設、重要なイベント・競技、重要な展示会及び重要文化遺産等の標識に関するもので、かつ、商標権の保護が緊急性を有する場合

(三) 省レベルの人民政府が推進する現代化産業体系、新たな質の生産力の発展を目的として計画された産業チェーンに係るもので、かつ商標がすでに使用されている場合

(四) 非常に深刻な自然災害、非常に深刻な事故・災害、非常に深刻な公衆衛生事件、非常に深刻な社会安全保障事件等、緊急事態の発生時であって、当該緊急事態への対応に直接的に関連する場合

(五) 良質な経済発展及び社会発展に資するため、「知的財産権強国建設綱要」の実施を推進するための確かな必要性がある場合、又はその他、国家利益、社会公共利益若しくは重要な地域開発戦略を順守する上で、重要で実質的な意義が存在する場合

2. 申請要件

「商標登録出願に関する早期審査弁法」第3条では、早期審査を請求する商標登録出願は、次に掲げる要件を同時に満たさなければならないと規定されている。

(一) 出願人全員の同意があること

早期審査を請求する商標登録出願が共有商標である場合には、商標登録出願早期審査請求書に記入する際には、商標登録出願人全員の名称を列挙し、かつ出願人全員で署名又は押印を行わなければならない。

2以上の自然人、法人又はその他の組織が共同で商標局に登録出願を行い、その商標専用権を共同で享有、行使する同一の商標を共有商標という。

(二) 電子申請方式を採用していること

(三) 登録出願に係る商標・標識が文字、図形、アルファベット、数字又は以上の要素の組合せであること

(四) 指定商品又は役務の項目が、第2条に掲げる状況と密接な関連性を有し、かつ国家知識産権局が公開している受入れ可能な商品及び役務項目名であること

(五) 優先権を主張していないこと

(六) 団体商標又は証明商標に係る登録出願ではないこと

3. 申請資料

「商標登録出願に関する早期審査弁法」第4条には、商標登録出願の早期審査を請求する場合には、次に掲げる資料を紙方式で国家知識産権局に提出しなければならないと規定されている。

(1) 商標登録出願に係る早期審査請求書

商標登録出願早期審査請求書は、タイプ又は印刷されたものでなければならない。商標

登録出願人は「記入と郵送に関する説明」の規定に従い、国が公表している中国語の簡体字を使って記入し、書式を変えてはならず、記入完了後に A4 印刷用紙で両面印刷をしなければならない。

補充資料があれば、別途添付することができる。

(2) 本弁法第 2 条の規定に適合することを証明する関連資料

主に当該商標登録出願が「商標登録出願に関する早期審査弁法」に掲げる早期審査請求事由に適合することを証明するための必要な資料を指す。

(3) 中央・国家機関の関連部門、省レベルの人民政府若しくはその弁公庁が発行した早期審査請求に関する推薦意見書、又は省レベルの知的財産権管理部門が発行した早期審査の請求理由と関連資料の真実性に関する審査意見書

上記意見書については、いずれか 1 つを提出すればよい。

4. 請求の受付方法

出願人は、紙方式で国家知識産権局商標局に商標登録出願に関する早期審査を請求し、かつ提出時に封筒の表面の目立つ箇所に「商標登録出願早期審査請求」の文字を明記しなければならない。

提出先：北京市西城区茶馬南街 1 号

受取人の名称：国家知識産権局知商標局

郵便番号：100055

5. 審査期間

国家知識産権局商標局は、早期審査に関する請求の受理及び審査を担当し、早期審査が認められた商標登録出願について、許可の日から 20 営業日以内に法により審査結果を下す。早期審査が認められなかった商標登録出願については、法で定める通常の手続に従って審査する。

6. 結果の送達

国家知識産権局商標局は、早期審査に関する請求の受理及び審査を担当する。早期審査が認められた商標登録出願について、出願人は電子発行の審査結果を速やかに受領することができる。早期審査が認められなかった商標登録出願について、商標局は出願人に速やかに通知する。

7. 関連主体の権利と義務

早期審査が行われた商標登録出願について、法により審査結果が出された後、法律の関連規定に基づき、関連主体は初歩登録査定を経て公告された商標登録出願に対して異議申立を行い、拒絶又は部分拒絶された商標登録出願に対して拒絶査定不服審判を請求することができる。

早期審査過程において、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当すると判明した場合には、商標局は早期審査手続を終了させ、法で定める通常の手続に従って審査を行い、早期審査請求人に速やかに通知することができる。

(1) 法に基づき、商標登録出願に対して、補正、説明又は訂正を行う必要がある場合、及び同日出願の審査手続を行う必要がある場合

(2) 商標登録出願人が早期審査を請求した後、審査の猶予を請求した場合

(3) その他の早期審査ができない事情が存在する場合

8. お問い合わせ

電話：(010) 63218500

9. 公開検索

出願人は中国商標ネット (<https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/sbcx/>) を通して早期審査を

請求した商標登録出願の審査の進捗状況を随時確認することができる。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/7/18/art_74_200690.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。